第8章 環境保全のための措置

「第7章 調査結果の概要並びに予測および評価の結果」において、予測・評価を行う上で検討した「環境保全措置」は、表8-1-1(1)~(3)に示すとおりである。

表 8-1-1(1) 環境要素毎の環境保全措置

理培西丰		ス 0 - 1 - 1 (1)
環境要素		環境保全措置
	工事の実施	建設機械の稼動に対して ・事業者は、資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤの洗浄及び道路清掃を行う。 ・事業者は強風時に民家方向へ風が吹く時は粉じん等の発生する作業を抑える。 ・事業者は、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行時及び重機作業において、急発進, 空ぶかしを避け適正運転を実施する。 ・事業者は表土の転圧,締め固めを行う。 ・事業者は必要に応じて埋立中の裸地への散水を行う。
大気質	存在・供用	埋立作業に対して ・事業者及び廃棄物搬入業者は、廃棄物運搬車両のタイヤの洗浄及び道路清掃を行う。 ・事業者は、強風時に民家方向へ風が吹く時は粉じん等の発生する作業を抑える。 ・事業者は、埋立作業の重機作業において、廃棄物搬入業者は、廃棄物運搬車両の走行時において、急発進,空ぶかしを避け適正運転を実施する。 ・事業者は、表土の転圧,締め固めを行う。 ・事業者は、埋立作業中に適宜散水を行う。 走行ルート沿道に対して ・廃棄物搬入業者は、廃棄物運搬車両の整備・点検を徹底し、整備不良に伴う大気汚染物質の発生を避ける。 ・廃棄物搬入業者は、廃棄物運搬車両の走行において、急発進,空ぶかしを避け適正運転を実施する。 ・廃棄物搬入業者は、廃棄物運搬車両の走行において、急発進,空ぶかしを避け適正運転を実施する。 ・廃棄物搬入業者は、廃棄物運搬車両の走行において、走行速度,適正積載の遵守とともに、民家周辺を通過する際は徐行を励行し大気汚染物質の発生を抑制する。
縣 音	工事の実施	建設機械の稼動に対して ・事業者は、建設機械の整備・点検を徹底し、整備不良に伴う騒音の発生を避ける。 ・事業者は、建設機械稼動時、急発進,空ぶかしを避け適正運転を実施する。 走行ルート沿道に対して ・事業者及びその関連業者は、資材及び機械の運搬に用いる車両の整備・点検を徹底し、整備不良に伴う騒音の発生を避ける。 ・事業者及びその関連業者は、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行において、急発進,空ぶかしを避け適正運転を実施する。 ・事業者及びその関連業者は、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行において、走行速度,適正積載の遵守とともに、民家周辺を通過する際は徐行を励行し騒音を抑制する。 ・事業者は、資材及び機械の運搬に用いる車両等の走行による騒音の発生を低減させるため、周辺の廃棄物業者と協定を結び、法令速度の遵守や車両に無理な負荷をかけないように努める。 ・事業者は、安全運転を啓蒙するため、道路のそばに、法令速度を遵守する等の看板を設置する。
	存在・供用	走行ルート沿道に対して ・廃棄物搬入業者は、廃棄物運搬車両の整備・点検を徹底し、整備不良に伴う騒音の発生を避ける。 ・廃棄物搬入業者は、廃棄物運搬車両の走行において、急発進,空ぶかしを避け適正運転を実施する。 ・廃棄物搬入業者は、廃棄物運搬車両の走行において、走行速度,適正積載の遵守とともに、民家周辺を通過する際は徐行を励行し騒音を抑制する。 ・事業者は、廃棄物搬入車両等の走行による騒音の発生を低減させるため、周辺の廃棄物業者と協定を結び、法令速度の遵守や車両に無理な負荷をかけないように努める。・事業者は、安全運転を啓蒙するため、道路のそばに、法令速度を遵守する等の看板を設置する。

表 8-1-1(2) 環境要素毎の環境保全措置

T四 1立		衣 8-1-1(2) 境児安系毋の境児休主指直
環境要素		環境保全措置
振動	工事の実施	建設機械の稼動に対して ・事業者は、建設機械の整備・点検を徹底し、整備不良に伴う振動の発生を避ける。 ・事業者は、建設機械稼動時は、急発進,空ぶかしを避け適正運転を実施する。 走行ルート沿道に対して ・事業者及びその関連業者は、資材及び機械の運搬に用いる車両の整備・点検を徹底し、整備不良に伴う振動の発生を避ける。 ・事業者及びその関連業者は、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行において、急発進,空ぶかしを避け適正運転を実施する。 ・事業者及びその関連業者は、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行において、走行速度,適正積載の遵守とともに、民家周辺を通過する際は徐行を励行し振動を抑制する。 ・事業者は、資材及び機械の運搬に用いる車両等の走行による振動の発生を低減させるため、周辺の廃棄物業者と協定を結び、法令速度の遵守や車両に無理な負荷をかけないように努める。 ・事業者は、安全運転を啓蒙するため、道路のそばに、法令速度を遵守する等の看板を設置する。
	存在・供用	走行ルート沿道に対して ・廃棄物搬入業者は、廃棄物運搬車両の整備・点検を徹底し、整備不良に伴う振動の発生を避ける。 ・廃棄物搬入業者は、廃棄物運搬車両の走行において、急発進,空ぶかしを避け適正運転を実施する。 ・廃棄物搬入業者は、廃棄物運搬車両の走行において、走行速度,適正積載の遵守とともに、民家周辺を通過する際は徐行を励行し振動を抑制する。 ・事業者は、廃棄物搬入車両等の走行による振動の発生を低減させるため、周辺の廃棄物業者と協定を結び、法令速度の遵守や車両に無理な負荷をかけないように努める。 ・事業者は、安全運転を啓蒙するため、道路のそばに、法令速度を遵守する等の看板を設置する。
悪臭	存在・ 供用	・事業者は、廃棄物の埋立て処分後、即日覆土を行い、悪臭の発生を防止する。 ・事業者は、廃棄物の展開検査を徹底し、安定 5 品目【廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)】以外混入しないようにする。
7K	工事の実施	水の汚れ ・事業者は、有機溶剤取扱管理マニュアルを作成し、塗料あるいは剥離剤等の資材を使用する際には、事前に成分の確認を行い、有害な化学物質を極力含まないものを使用するとともに、購入、使用、保管及び処分については処分場事務所で一元管理する。水の濁り ・事業者は、梅雨時期に造成工事を集中させないように、工事工程を調節する。 ・事業者は、裸地の締め固め、法面の植栽等をすみやかに行い、濁りの発生を抑制する。 ・事業者は、調整池及び沈砂池に堆積した土砂を定期的に撤去する。 ・事業者は、新たに増設する部分にも沈砂池を設ける。
質	存在·供用	・事業者は、安定型処分場で処分できない産業廃棄物が、付着、混入等により処分場内に持ち込まれることのないように、搬入者(運転手)立会いのもと、事前に入手した情報(種類や発生工程及び場所等)やマニフェスト等を用いて搬入廃棄物の確認の強化を行う。 ・事業者は、毎月排出事業者への視察訪問を実施し、施設の確認、処理状況を調査し、安定型処分場で処分できない産業廃棄物の混入防止対策を行う。 ・事業者は、埋立地と埋立地外の表面水を分離するとともに、放流槽には、砒素等を除去するため処理施設を設置し、埋立区域内の浸透水を処理し、普通河川(大滝川)に放流する。
地下水汚染	存在·供用	 ・事業者は、安定型処分場で処分できない産業廃棄物が、付着、混入等により処分場内に持ち込まれることのないように、搬入者(運転手)立会いのもと、事前に入手した情報(種類や発生工程及び場所等)やマニフェスト等を用いて搬入廃棄物の確認の強化を行う。 ・事業者は、毎月排出事業者への視察訪問を実施し、施設の確認、処理状況を調査し、安定型処分場で処分できない産業廃棄物の混入防止対策を行う。 ・事業者は、埋立地と埋立地外の表面水を分離するとともに、放流槽には、砒素等を除去するため処理施設を設置し、埋立区域内の浸透水を処理し、普通河川(大滝川)に放流する。 ・事業者は、砒素等が検出される可能性が高い区域を事前に把握し、基準に適合しない土壌を確認した場合は、その区域をできる限り改変せず、覆土及び表土に利用しない。汚染土壌を掘削した場合は、適切に処理する。

表 8-1-1(3) 環境要素毎の環境保全措置

環境要素		環境保全措置
		双 克 四 王 旧 邑
土壤汚染	工事の実施	・事業者は、砒素等が検出される可能性が高い区域を事前に把握し、基準に適合しない土壌を確認した場合は、その区域をできる限り改変せず、覆土及び表土に利用しない。汚染土壌を掘削した場合は、適切に処理する。
	存在•供用	 ・事業者は、安定型処分場で処分できない産業廃棄物が、付着、混入等により処分場内に持ち込まれることのないように、搬入者(運転手)立会いのもと、事前に入手した情報 (種類や発生工程及び場所等)やマニフェスト等を用いて搬入廃棄物の確認の強化を行う。 ・事業者は、毎月排出事業者への視察訪問を実施し、施設の確認、処理状況を調査し、安定型処分場で処分できない産業廃棄物の混入防止対策を行う。 ・事業者は、砒素等が検出される可能性が高い区域を事前に把握し、基準に適合しない土壌を確認した場合は、その区域をできる限り改変せず、覆土及び表土に利用しない。汚染土壌を掘削した場合は、適切に処理する。
動物	工事の実施	・事業者は、植栽可能な場所に可能な限り木本類を含めた在来種による緑化を施す。 ・事業者は、可能な限り低騒音型の工法を取り入れ、騒音に対して配慮する。
	存在·供用	・事業者は、植栽可能な場所に可能な限り木本類を含めた在来種による緑化を施す。 ・事業者は、埋立土砂等の下流域への流出を防ぐため、沈砂池を設ける。
植物	工事の実施	・事業者は、事業計画により生育地が消失又は改変するエビネ、キンランを周辺の山林の生育適地に移植する。 ・事業者は、事業計画を見直し、消失又は改変の影響を受けるクマノゴケの生育地の一部(消滅面積の30%程度)を存続させる。 ・事業者は、植栽可能な場所に可能な限り木本類を含めた在来種による緑化を施す。
生態系	工事の実施	・事業者は、植栽可能な場所に可能な限り木本類を含めた在来種による緑化を施す。 ・事業者は、可能な限り低騒音型の工法を取り入れ、騒音に対して配慮する。
	存在·供用	・事業者は、植栽可能な場所に可能な限り木本類を含めた在来種による緑化を施す。
景観	工事の実施	字 生 ・ 事業者は、植栽可能な場所に可能な限り木本類を含めた在来種による緑化を施す。 共用
廃棄物	工事の実施	・事業者は、工事中に発生した伐採木及び伐採根、残土等はすべて再利用し、これらの廃 棄物の発生を抑制する。特に、表層土は、山林に修復するときに有効利用する。
	存在・供用	・事業者は、沈砂池の堆積物及び浸透水処理施設の汚泥の堆積状況を観察するとともに、 沈砂池の堆積物は、定期的に撤去し、基準値を上回った場合は、適切に処理し、浸透水 処理施設の汚泥は、定期的に処分可能な施設で処理する。